

令和 6 年 6 月 28 日

柿田川公園における飲料自動販売機設置業者募集要項

柿田川公園における飲料自動販売機設置業者（以下、「設置者」という。）を公募致します。提案方式に致しますので応募ご希望の方は、この募集要項をご一読の上、ご応募ください。

1. 募集事項及び物件

(1) 募集事項

飲料用自動販売機（以下、「自販機」という。）を設置するにあたり、プロポーザル方式により設置者を募集します。

地域に根差した施設の設置対象物として、自販機の可能性をさらに広げ活用し、インバウンド需要においても効果的かつ持続可能なまちづくりに貢献する設置者を選定します。

(2) 募集物件

柿田川公園 清涼飲料水缶ペット自動販売機 1台

2. 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り募集に参加することができます。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成立されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (2) 静岡県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する法人で、業を営んでいること

- (3) 次のアからキのいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下、「暴力団」という。）

イ 個人または法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3. 契約期間

令和6年8月2日から（最長3年間）

4. 募集内容

- ① 設置自動販売機について(種類、機能など)
- ② 取扱商品について(柿田川富士百年水の取り扱い必須)
- ③ 手数料(料率)
- ④ 商品補充体制について
- ⑤ その他付加価値について(電子マネー対応、緊急時飲料提供、等)

5. 募集期間

令和6年7月12日 必着

6. 提出方法

提出期限までに持参又は郵送にて提出してください。
尚、提出いただいた資料の返却は致しません。

提出先

静岡県駿東郡清水町伏見 86 番地
一般社団法人清水町ゆうすい未来機構 木部宛

7. 設置者の選定

選定結果は、7月19日までに電話又はメールにて通知致します。

8. 今後の流れ

選定後、指定された日程に沿って自販機機材の撤去及び設置を速やかに実施してください。

●本件のお問い合わせ

一般社団法人清水町ゆうすい未来機構
TEL：055-975-7155 木部宛

以上